

財団法人国際高等研究所
役員報酬規程

(目的)

第1条 財団法人国際高等研究所(以下「本法人」という)寄付行為第21条の規定に基づき、常勤役員の報酬等の支給につき定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、本法人が常勤の役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(報酬の額)

第3条 役員報酬は、理事長年額1,000万円、その他の理事年額600万円とする。

2. 常勤の役員であっても、勤務実態に応じて減額支給することができる。
3. 役員報酬支給対象者であっても、当該役員の申し出により、当該役員は報酬の一部または全額の受け取りを返上することができる。

(通勤手当)

第4条 役員には、その通勤の実体に応じ、職員の通勤手当支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は支給しない。

(役員報酬の支払と控除)

第6条 役員報酬は、職員給与の支払日に支給する。

2. 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申出のあった立替金、積立金等は、毎月支給する報酬から控除して支給する。
3. 会計年度の途中で、役員に就任したとき、又は役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割り計算で行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員報酬に関して必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、2012年4月1日から実施する。

なお、本規程は、本法人が公益財団法人への移行登記を行う日の前日を以って廃止する。